

# 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

—令和4年度分における当組合の実施状況を国へ報告しました—

この報告は「後期高齢者支援金」の加算（ペナルティ）・減算（インセンティブ）の指標の一つとされています。

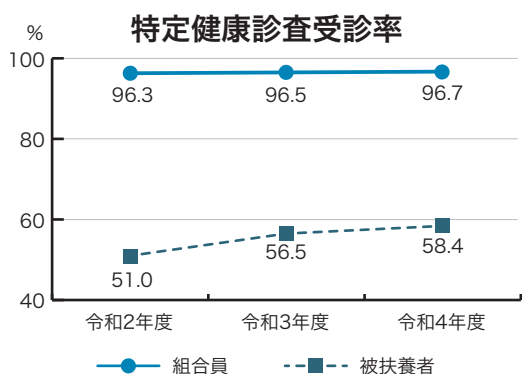
特定健康診査及び特定保健指導の受診率が低い場合、支援金の加算（ペナルティ）対象となり、短期経理財政を悪化させ、掛金の引き上げに繋がります。

現在当組合は「後期高齢者支援金の減算対象組合」に該当していますが、今後も減算対象組合を維持するために、引き続き特定健康診査・特定保健指導のご協力をお願いします。

## 特定健康診査

目標値：組合員 98%  
被扶養者70%

特定健康診査（健康診断、人間ドック）の組合員の受診率は96.7%、住民健診や医療機関で特定健康診査を受診する被扶養者の受診率は58.4%と、いずれも令和3年度より増加しましたが、目標としている組合員98%、被扶養者70%には達しませんでした。



令和5年4月1日現在において40歳以上75歳未満の被扶養者には「特定健康診査受診券（セット券）」を令和5年5月下旬にご自宅へ送付しています（人間ドックを受診する被扶養配偶者を除く）。

特定健康診査は身体の状態を知る良い機会ですので、年に一度は必ず受診をお願いします。

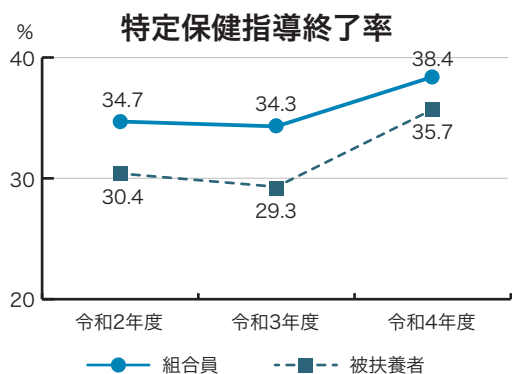
パート先などにおいて健康診断を受けた40歳以上の被扶養者は、健診結果（コピー）を提出することで特定健康診査を受診したとみなされますので所属所（組合員の勤務先）の共済事務担当課を通して、当組合へ提出をお願いします。

なお、特定健康診査を受診していない被扶養者には、組合員の皆さまから受診されるようお伝えください。

## 特定保健指導

目標値：45%

組合員の終了率は38.4%、被扶養者の終了率は35.7%に増加しましたが、目標としている45%には組合員・被扶養者ともに届きませんでした。



特定保健指導は、保健師や管理栄養士などの専門家のサポートを受けながら、生活習慣の改善をするものです。

生活習慣病は、症状もなく進行し、放置すると重症化するため、早期治療や改善が重要です。

該当された方には「特定保健指導利用券」を送付しますので、有効期限内に必ず受診をお願いします。

当組合の委託業者で受診する場合、初回受診は、勤務時間中に職場内での面談や、パソコン・スマートフォンのテレビ電話による面談もできますので、ぜひご利用ください。



特定健康診査・特定保健指導は無料です。ご自身・ご家族のためにも受診しましょう！



腹囲  
男性85cm以上  
女性90cm以上  
または  
BMI25以上

### 40歳未満の方へ 生活習慣病への対策はお早めに！

40歳未満の方は腹囲やBMIが基準値以上で血糖・血圧・脂質にリスクがあっても特定保健指導の対象とはなりません。40歳からではなく、今から運動や食事などを見直し、生活習慣病にならないよう気を付けましょう。